

『吹田市立図書館資料収集方針』 及び『選定基準』

中央図書館

平成14年（2002年）4月18日

1. 目的

図書館における基本的業務である資料収集をより望ましいものとするために、『収集方針』並びに『選定基準』を成文化するとともに、これを市民に明らかにする。

2. 経緯

どの図書館においても、どのような資料をどう収集し、利用者にもどのように提供していくかということは、最も基本的な業務といえる。

この業務を確実に執行するためには、その図書館としての収集方針並びに選定基準が必要不可欠であり、職員にとっては選書を行う際のよりどころとなるべきものである。

近年、吹田市でも分館が増え、それとともに選書見計らい方法の変更などの変化もあり、資料収集方針を職員の共通の認識とするためにも、成文化されたものが必要となっている。

また、市民の図書館に対する認識も年々変化し、それにつれてより多様化してきた要求に応じていかなければならなくなっている。市民の要求に応えていくためには、限られた資料費をより効果的に活用していかなければならないが、そのためにも基盤とする収書方針を持つ必要がある。

しかしながら、吹田市立図書館では、正式な文書を持たずに現在にいたっており、今後より一層十分なサービスを行っていくためには、文書化されたものがぜひ必要であると判断し、新たに作成するものである。

今回、成文化したものを作成するに当たり、図書館の職員によって構成された「見計選書方針検討委員会」を発足させ、この委員会において検討し、別紙の『収集方針』と『選定基準』を作成したものである。

今後は、この資料収集方針を市民に明らかにするとともに、市民の資料要求に答えられる蔵書構成を目指すものである。

吹田市立図書館資料収集方針

吹田市立図書館は、市民の教養・文化・情報のための民主的な機関（「ユネスコ図書館宣言」）として存在する。また、基本的人権のひとつである知る自由をもつ市民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務（「図書館の自由に関する宣言」）とする社会的機関である。

この理念のもとに吹田市立図書館は「図書館法」に基づく公立図書館として、すべての市民の教養、調査研究あるいはレクリエーションに資するために、資料収集を行う。

（目的）

この方針は、吹田市立図書館の資料の収集、選定について基本的な方針を示し、吹田市の市立図書館全体として、より充実した蔵書を構築することを目的としたものである。

（基本姿勢）

資料収集は、潜在的なものや将来予測されるものを含め、市民の図書館に対する期待と要求に沿った資料提供を前提としてなされるものであり、以下のことに留意する。

- (1) 市民の知る自由を保障する機関として、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点にたつ資料を幅広く収集する。ただし、人間の尊厳を著しく傷つけるものや、公共の場にふさわしくないものは除く。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれての自己規制はしない。
- (5) 図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようとも、それを図書館及び図書館員が支持するものではない。

資料の収集、提供に携わる図書館員は、自律的規範としての「図書館員の倫理綱領」を尊重して、その職務を遂行する。

(課題)

すべての市民を奉仕対象とする公立図書館として、当面する次の課題に沿って資料の収集を行う。

- (1) 社会生活を送る上で必要な知識や、豊かな生活を創造するのに役立つ。
- (2) 子どもやヤングアダルトが情緒豊かに成長し、又は自己の可能性を発見し健やかに成長するのに役立つ。
- (3) 図書館利用にハンディキャップのある人が、平等に図書館サービスを受け、社会参加するのに役立つ。
- (4) 地域社会の一員として人権擁護の理念を迫及し、文化や地方自治に関する理解を深めることに役立つ。

(組織と責任)

資料収集の実際にあたっては、図書館員からなる選択会議による判断が尊重される。そして、選択、収集した資料と情報を組織化して、市民に提供する責任者は図書館長である。

(図書館システム)

図書館資料の収集と提供は、図書館サービス網の充実によって実現される。

- (1) 中央図書館は、分館・分室・自動車文庫などを通して寄せられる、幅広い要求や専門的資料要求に応えられるように各分野にわたって収集する。
- (2) 各館(室)・自動車文庫は地域の事情や要求などを考慮し必要な資料を収集する。

(資料の種類と範囲)

詳細は選定基準による。

(その他)

この収集方針は、図書館にとっては資料収集の基本姿勢を不断に確かめるためにまた市民には図書館サービスの基本について理解を広げるために常に公開し、市民の利用実態、図書館サービスの進展に合わせて適時改訂していくものである。

一般書の選定基準

この基準は「吹田市立図書館資料収集方針」に基づき、成人向け一般書並びに参考図書、郷土資料を選定する際によりどころとなるものである。

一般書は、総則に始まり「日本十進分類法（NDC）」の各類ごとに、その類に総じて適用される基準について箇条書きし、その後綱目表に沿って各綱中の特徴的もしくは必要欠くべからざる項目について記述した。したがって、記述のない項目は類ごとの総則的基準により選定する。

逐次刊行物、視聴覚資料、外国語資料、マンガ、マルチメディアなどの選定基準については、環境の変化や時代の要請を見極めながら、論議していくものとする。

（総則）

- (1) すべての分野にわたって、啓蒙書や入門書、概説書から専門書まで収集の対象とする。専門書は、学術的なものばかりでなく実務的なものも収集の対象とする。
高度な専門書については、必要なものを収集する。
- (2) 意見の分かれる分野では、主要なものを中心に、多様な意見を収集する。
- (3) 制度の改廃、新しい技術、新しいテーマ、流行など、常に時代の変化に留意して選定する。
- (4) 下記の内容の図書は、研究目的の利用も有り得るので、収集にあたっての自己規制はしないが、保存方法や提供方法を含めて、慎重に検討する。
 - ① 差別を助長するおそれのあるもの。
 - ② 人権やプライバシーを侵害するおそれのあるもの。
 - ③ 明らかに間違った内容を記載してあるもの。

第0類 総記

- (1) 「総記」に属する図書は主題がいくつかの分野にまたがった、あるいは他のどの分野にも属さない主題を扱ったものと考えられる。選定において見落としのないよう注意して収集する。
- (2) 「書誌学」「百科事典」などは参考図書の分野と重複する場合もあるが、バランスを保って収集する。

000 総記

- ・知識、学問一般及び情報科学については最新の情報が得られ、なおかつ各時点の水準が分かるように図書を収集、整備する。

010 図書館

- ・入門書、解説書を中心に基本的な資料を体系的に収集する。
- ・主要な叢書類も収集する。
- ・吹田市立図書館が発行したものは必ず収集する。
- ・近隣の図書館及び類縁機関が発行したものは積極的に収集する。

040 一般論文・講演集

- ・一般市民向けの論文、講演集にも留意する。

050 逐次刊行物

- ・逐次刊行物として発行されたものでも必要があれば図書として収集、保存する。
- ・多様な雑誌の出版文化を紹介したものは積極的に収集する。

050 学会・団体・研究調査機関

- ・近隣の学会、団体、研究調査機関が発行した要覧、書誌及び名簿は留意する。

070 ジャーナリズム・新聞

- ・新聞の縮刷版、抄録版は収集する。
- ・表現の自由、報道と人権について書かれた図書は積極的に収集する。

080 叢書・全集

- ・単行書として発行されたものと内容を比較検討しながら主要な叢書、全集を収集する。

第1類 哲学

- (1) 哲学、心理学、宗教は人間の根幹に関わる分野なので教養を高めるような図書を収集する。
- (2) 哲学、心理学は基礎的学問として他の学問と多くの隣接分野をもち、宗教は芸術や文学などに大きな影響を与えているので、分野がまたがる図書も収集する。

100 哲学

- ・なるべく平易に書かれ、かつ包括的な哲学概論、哲学史、哲学辞典（用語集）などを収集する。
- ・主要な叢書類も収集する。

110 哲学各論

- ・古典だけでなく現代の哲学者の著作も積極的に収集する。

120 東洋思想

- ・日本の思想書及び中国の古典哲学書、インド思想書を中心に収集する。

130 西洋哲学

- ・著名な哲学各派の代表作を中心に収集する。

140 心理学

- ・心理学は医学、生物学から哲学、教育学に至るまで多くの隣接分野をもつ学問なので、学際的な領域を扱う図書も収集する。

150 倫理学・道徳

- ・人生訓は利用も多いが出版点数も多いのでよく考慮して収集する。

160～190 宗教

- ・学問的な対象として宗教をとらえた図書は積極的に収集する。
- ・古典的な宗教家の著作や各宗教の聖人の伝記などを幅広く収集する。
- ・教養的な信仰入門書や禅などの実践的な宗教書を収集する。
- ・一党一派に偏らないように収集する。

第2類 歴史・伝記・地理

- (1) 利用の多い分野なので、一般向けに書かれた読み物をはじめ、入門書、解説書、研究書まで、多様なレベルのものを数多く収集する。
- (2) 特定の歴史観や学説に偏らないよう、多様な観点の資料を収集するように努める。
- (3) 通史、時代史、地域史などの叢書類は、幅広く収集する。

210 日本史

- ・利用の多い分野なので、多様なレベル、多様な観点の資料を収集する。
- ・地方史はおおむね県単位で収集する。特に、府下並びに近隣府県の資料は重点的に収集する。
- ・地方出版の資料にも留意し、必要なものを収集する。

220～270 各国史

- ・各国史は、各々の国をもれなく収集するように努め、特に出版量の少ない国や地域に留意する。

280 伝記

- ・伝記は日本人、外国人とも幅広く収集する。
- ・現代人の伝記も積極的に収集する。

290 地理

- ・住宅地図や道路地図などの地図類は用途に応じて各種のものを、可能な限り新しい版で収集する。地形図の収集にも努力する。
- ・旅行案内、観光案内などは、国内国外とも豊富に揃える。最新版に留意し、可能な限り新しい情報を提供するように努める。
- ・特に、府下並びに近隣府県の資料は積極的に収集する。

第3類 社会科学

- (1) 時事性の高い分野なので、多様な観点に立つ資料を幅広く収集し、常に新鮮なものをそろえるようにする。
- (2) 社会科学はバランスよく、できるだけ客観的な立場から書かれている資料を選ぶ。
- (3) 各分野の基本的な資料を体系的に収集する。
- (4) 日常生活や実務に必要な実用書は新しい資料を数多く収集する。
- (5) 新しく生まれる社会的諸問題に関する資料は、積極的に収集する。
- (6) 国の主要な審議会答申や報告書、統計書などの政府刊行物は積極的に収集する。
- (7) 人権問題に関する資料は幅広く収集する。

300 社会科学

- ・代表的な思想家の資料は、もれなく収集する。

310 政治学

- ・多様な観点の資料を幅広く収集し、偏りがないようにする。
- ・古典的なものも時事性のあるものも収集する。
- ・情報公開制度について、市民が容易に情報を得る手助けとなる資料にも留意する。

320 法律

- ・法律書は法改正に伴って常に新しいものを提供できるよう、資料の更新に留意する。
- ・各分野の基本書、多様な学説、資料を幅広く体系的に収集する。

330 経済学

- ・入門書、実用書から、古典的な著作まで体系的に収集する。
- ・経済理論は古典から現代経済にいたるまで多様な学説を幅広く収集する。
- ・政府の経済政策、報告に関して、最新の資料を提供できるよう、また経済事情については、最新の情報を提供できるようにする。

340 財政

- ・政策の変化に伴って、常に最新の情報を得られるよう資料の更新に留意する。

350 統計

- ・各種の統計の他に、基礎的な理論書も収集する。

360 社会学

- ・社会的関心に則したテーマを機敏にとらえて収集する。
- ・生活に密接に関わる分野なので、実用書についても幅広く収集する。
- ・政策、法律の改正に伴って常に新しいものを提供できるよう、資料の更新に留意する。

370 教育

- ・市民にとって関心の高い分野なので、多様な観点の資料を積極的に収集する。
- ・学校教育資料ばかりでなく、生涯学習の観点からも資料を幅広く収集する。

380 風俗習慣・民族学

- ・社会的関心が高いので、幅広く収集する。
- ・冠婚葬祭については、実用的で新しい資料を積極的に収集する。

第4類 自然科学

- (1) 自然科学は、その進歩と変化が著しい分野なので、最新の情報を常に提供できるよう、資料の更新をはかる。
- (2) 入門書、解説書を中心に収集する。
- (3) 専門書については、必要に応じて収集する。

410～440 数学・物理学・化学・天文学

- ・最新の学問の傾向に留意して収集する。

450 地球科学・地学・地質学

- ・地震などの自然災害への関心も高いので、吹田市や近隣地域の資料の専門書なども積極的に収集する。

460～480 生物学

- ・図鑑など目で見て楽しめる資料は積極的に収集する。

490 医学・薬学

- ・医学と医学倫理に関する分野は、一般教養的な資料から必要な専門書にわたって収集する。
- ・生活に密着した実用書については、医学的な根拠のない治療法、健康法を紹介した資料に注意して、幅広く収集する。

第5類 技術・工学

- (1) 科学技術への関心や興味が深められるような資料を収集する。
- (2) 科学技術の進歩は著しく変化も激しいので、情報が遅れないように資料の更新をはかる。
- (3) 科学技術の最近の動向に気をつけ、分かりやすく書かれたものから専門的なものまで、幅広く収集する。
- (4) 趣味や日常生活に役立つ資料も、豊富に収集する。

510 建築工学・土木工学

- ・ゴミ問題や公害、自然保護など環境問題は市民にとって大きな関心事であるので積極的に収集する。

520 建築学

- ・実用的なものから専門的なものまで幅広く選び収集する。

530 機械工学

- ・原子力の利用法については、安全性など意見が分かれるので、様々な観点の資料を幅広く収集する。

540 電気通信・情報工学

- ・通信技術やコンピュータの分野は技術開発が早く変化が激しいので、新しい資料をそろえるよう気をつける。

590 家政・生活科学

- ・生活に役立つ多種類の実用的な資料を収集する。

第6類 産業

- (1) 市民が各産業の概略を理解するのに役立つ入門書、概説書を主に収集する。
- (2) 実務や趣味に役立つ資料は幅広く収集する。
- (3) 産業の新しい動向について分かりやすく書かれた資料は、積極的に収集する。

610 農業経済

- ・食糧問題など社会的関心の高いものは積極的に収集する。

620 園芸

- ・趣味や実用に役立つ資料を幅広く収集する。

670 商業

- ・実務や実用に役立つ資料を幅広く収集する。

第7類 芸術・スポーツ

- (1) 芸術、美術、スポーツに関する鑑賞・評論及びその制作・実技の両面について幅広く収集する。歴史的研究や作家・作品研究・資料に留意する。
- (2) 新しい分野についても情報を迅速に提供できるように努める。
- (3) 画集、写真集など、芸術への理解を深める資料は、高価でも収集に努める。

700 芸術

- ・古典から現代までの多様な資料を収集する。

710～750 彫刻・絵画・書道・版画・写真・工芸

- ・各分野の基本書は、体系的に収集する。
- ・いろいろな画法、技法の資料を豊富にとり揃える。
- ・機械、材料、技術に関して最新の情報が提供できるように留意する。
- ・美術館等の収蔵目録、展覧会の図録などは、機会を捕らえて収集する。

760 音楽・舞踊

- ・西洋音楽に偏らず、邦楽、民族音楽などにも注意してあらゆるジャンルのものを収集する。
- ・楽譜や楽器の演奏方法に関する資料にも、留意する。

770 演劇・古典芸能・映画

- ・学校や地域で上演するために役立つ資料も収集する。

780 スポーツ・体育

- ・新しいスポーツについても積極的に収集する。また、ルールの改廃にも留意する。
- ・スポーツ団体、学校、社会教育団体の指導や研究に役立つ資料も収集する。

790 趣味・娯楽

- ・華道、茶道は、いろいろな流派の歴史、理論、作法、道具についての資料を収集する。

第8類 言語

- (1) 言語に関する入門書、概説書及び主要な著作を中心に収集する。
- (2) 旅行やビジネスに役立つ、実用的な資料を豊富に収集する。
- (3) その言語を使用している人口の多少に関わらずあらゆる言語の資料を網羅的に収集する。

810 日本語

- ・日本語習得のための資料に留意する。

820 中国語・東洋の諸言語

- ・中国語、ハングルなどは、特に留意する。

830 英語

- ・外国語の中では、最も広く学ばれているので重点的に収集する。

840～890 その他の言語

- ・ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語の他、特に、出版量の少ない言語についてはもれのないように留意する。

第9類 文学

- (1) 市民の関心が高く、最も利用の多い分野なので、各ジャンルにわたって体系的に、可能な限り幅広く収集する。
- (2) 最近では、文庫でしか出版されない作品も多いので、留意して収集する。
- (3) 受賞作品は、網羅的に収集する。
- (4) 全集は、できるだけ幅広く収集する。

文学作品

- ・現代の小説、エッセイは、利用が多いので幅広く収集する。
- ・詩歌、戯曲は、主要な作家のもの、評価の高いものを中心に収集する。
- ・翻訳作品は、訳の相違に注意する。また、出版点数の少ない国の作品にも留意する。
- ・古典の注釈書、解釈書は、評価の高いものを中心に、幅広く収集する。また、底本の相違に留意する。
- ・復刻（影印）本は、必要なものを収集する。

歴史・理論・評論

- ・研究動向に留意して、可能な限り収集する。

講座

- ・可能な限り収集する。

R [参考図書]

通読を目的とせず、主として特定の知識、情報を得るための資料を「参考図書」として収集する。

参考図書は、常に市民が調査、研究できるようにするため、常備資料として収集する。ただし、比較的ハンディで利用が多いものは、貸出用として収集する。

- (1) 参考図書は最新の情報を提供できるようにし、改訂等に注意する。
- (2) 参考図書は、各分野の専門的かつ網羅的な資料を中心に収集する。政府刊行物、特に白書類は、網羅的に収集する。
- (3) 音訳資料の読みの調査に対応できるよう、読みを正確に把握できる参考図書は、積極的に収集する。
- (4) 年鑑、白書類は、継続的に収集する。

第0類

- ・ 百科事典は基本的な参考資料なので、最新の資料を収集する。
- ・ 新聞の縮刷版は可能な限り収集する。
- ・ 大阪府立図書館及び国立国会図書館の蔵書自録は、もれなく収集する。
- ・ 吹田市立図書館の所蔵目録は適宜改訂し、常置する。

第3類

- ・ 『現行法規総覧』は必ず収集し、最新の情報を維持する。

第5類

- ・ 『JISハンドブック』はできる限り網羅的に収集する。

第8類

- ・ 外国語の辞典は、英英辞典など、その言語を当該言語で説明したものにも配慮する。

児童書の選定基準

子ども時代にさまざまな本に出会うことは、豊かな感受性を育て、将来、社会でのできごとに対応していく力をはぐくむことになる。

発達段階に適した図書に出会うことによって想像力を豊かにし、探求心や正しい知識、科学的な物の見方、考え方を培うことができる。このようなことを十分認識すると共に、現代に生きる子どもの意見にも留意し、資料の収集を行っていかなければならない。

図書館はすべての子どもが適切な時期に、適切な本の楽しみと出会えるような環境を整備する必要がある。

したがって以下の点に留意し、各分野において幅広く資料を収集するように努める。

- (1) 原則として子ども向けとして出版されたものを収集する。ただし、大人向けに出版されていても、子どもが関心を持って読むことができるものは、収集の対象とする。
- (2) 原則として全文全訳のものを選ぶ。
- (3) 興味本位にあつかったものや異常な怪奇性、残虐性のあるものはさける。
- (4) 学習参考書、各種問題集は、原則として収集しない。
- (5) 利用に見合った複本を用意する。
- (6) 装丁については、図書館での使用に耐えられるものかどうか配慮する。

絵本

絵本は、子どもの読書の第一歩であることを十分に留意し、子どもの知的、情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に幅広く収集する。

収集にあたっては、次の点を十分に考慮する。

- (1) 絵がストーリーを語っていること。
- (2) 表現が豊かで、子どもの想像力、空想力を養うに十分であること。
- (3) 絵と文の調和がとれていること。
- (4) 創作絵本は独創性があること。
- (5) 知識絵本は正確な知識に基づいていて、用語やその使い方が正しいこと。

文学

本を読み始めたばかりの子どもから中学生まで、それぞれの発達段階に応じた本を幅広く収集する。長く読み継がれ、定評のあるものを中心に、現代の子どもの要求に合った新しい作品についても積極的に収集する。

- (1) 詩歌、戯曲、ルポルタージュなど、各ジャンルを幅広く収集する。
- (2) 日本の古典や外国の物語の抄訳については、年齢にあったものを原作にもっとも近い形で読むという原則にたって、内容を吟味して選ぶ。
- (3) 映画や漫画のノベライズについては、それ自身で作品として完結しているものを、内容を吟味して選ぶ。
- (4) アジア、アフリカのものなど、出版点数が少なく、日本の子どもたちがあまり知らない国のものは、留意して選ぶ。

昔話

昔話は、子どもの文学の原点として位置づけ、各国各地方にわたり幅広く積極的に収集する。

- (1) 話のスタイルを保った適切な再話、翻訳であることに留意する。
- (2) 伝説、神話は、昔話に比べて出版量が少ないので、収集に心掛ける。

その他

- (1) 子どもたちの興味や流行に留意する。
- (2) 子どもたちが自ら楽しめる資料を収集する。
- (3) 最新の情報や研究成果に基づく資料に留意する。
- (4) 図版、写真、イラストで効果的に分かりやすく表現されたものに留意する。
- (5) 実験、工作、園芸、飼育に関するものは、実用的で安全な内容のものに留意する。
- (6) 知識としての結果や結論だけでなく、その過程や背景、考え方も大切にしているものに留意する。
- (7) 目次、索引が使いやすく、参考文献の紹介があるものに留意する。
- (8) 必要であれば一般書の中からも収集する。
- (9) 学校のカリキュラムにも留意し、調べ学習などにも対応できるようにする。

郷土資料の選定基準

(郷土資料の定義)

郷土に関する歴史的な資料及び行政資料を含む今日的な資料に、郷土人の著作を含めて、郷土行政資料とする。

(収集の目的)

郷土行政資料の収集は、郷土を知り、郷土を研究する手がかりとなり、住民の生活を情報や資料の面から支援することを目的とする。

(収集の範囲)

(1) 吹田市に関わる資料

- ① 吹田市及びその外郭団体の発行した資料。
- ② 吹田市に所在する国及び府の機関又はそれに準ずる機関の発行したもののうち必要な資料。
- ③ 吹田市に在住する個人及び所在する団体が、著作又は発行したもののうち必要な資料。
- ④ 内容のすべて又は大部分が吹田市に関係する資料。

(2) 吹田市を除く大阪府下に関わる資料

- ① 大阪府及びその外郭団体の発行した資料。
- ② 内容のすべて又は大部分が大阪府全般に関係する資料のうち必要なもの。
- ③ 大阪府下の市町村及びその外郭団体の発行した資料のうち必要なもの。
- ④ 内容のうちすべて又は大部分が大阪府下の市町村に関係する資料のうち必要なもの。とくに吹田市近隣の市町村（北摂各市及び大阪市）には留意する。

(収集にあたっての留意点)

- (1) 図書以外の資料も積極的に収集する。パンフレット、リーフレット、地図、新聞、ハガキ、視聴覚資料などがこれにあたる。また、冊子体になっていない資料についても、必要に応じて加工、編集して提供するように努める。
- (2) 特に吹田市が発行する行政資料については、網羅的に収集する。
- (3) ある特定のテーマについて重点的に収集する必要がある場合は、地域的な範囲に限定されないこともある。（例：千里ニュータウン、吹田操車場跡地）
- (4) 資料の散逸を防ぐため、なるべく複本を揃える。